

令和2年7月6日

越智 文雄 様

総務大臣  
高市早苗

拝復 盛暑の候、ご機嫌いかがでいらっしゃいますか。平素より、総務省の情報通信行政にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

過日は、新型コロナウイルス感染症に関する報道につきまして、大変貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

越智様にご指摘いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、さらなる感染拡大を予防する観点から、効果的に除菌を行う必要性が増していると思います。

このような環境の下で、除菌液について学術的な研究や対外的な情報発信を精力的に行っておられる越智様の日頃からのご尽力に、深く敬意を表します。

放送行政を所管する総務大臣として、新型コロナウイルス感染症に関するテレビ報道について申し上げますと、我が国の放送法は、NHKを含めた放送事業者の「自主自律」を基本とする枠組みとなっており、放送番組についても、放送法上、放送事業者が、自らの責任において編集するものとなっております。

したがって、総務大臣として、個別の番組内容に関与することが法律上難しいことを、どうかご理解いただければと思います。

ご指摘いただきました次亜塩素酸水についても、総務省といたしましては、その疫学的な効果や使用法などについて正確な知見を有しておりませんので、コメントを差し控えさせていただくことを、お許しく下さい。

その上で、放送事業者が、新型コロナウイルス感染症のような国民や視聴者の皆様のご関心が特に高いテーマについて、客観的事実に基づく報道を行っていくよう不断に心がけていくことは、放送が果たす社会的な役割に照らして、きわめて重要なことと考えており、総務省としても、現行制度に基づいて、そのような環境づくりに貢献してまいります。

時節柄、どうかご自愛下さいませ。越智様のご多幸をお祈り申し上げます。

敬具